

## 平成 28 年度税制改正要望事項

公益社団法人 鶴見法人会

## 一、歳入・歳出 税制・財政

## I、財政健全化（構造問題）

## 1. 短期的課題 健全化への道筋

## (1) 日銀の国債買い入れ

①日本の借金は 1200 兆円とも 900 兆円ともいわれる。消費税は 1% で 2 兆円の税収といわれる。消費税率を 5% 引き上げ 10% にすれば 10 兆円、税収が増える。しかし、個人消費支出の減少、経済成長率の低下により税収も下がる。結局、消費税率を 10% にしても、実際の増収は、8 兆円程度であろう。歳入と歳出の差額は約 45 兆円である。そのうち、20 兆円は国債の償還と利息の支払いであるが、それを除いても 25 兆円の差額である。8 兆円程度の増税では問題は解決しない。もしも、消費税増税で財政を健全化しようとするのであれば消費税の税率は 25% から 30% になる。中小企業の場合、増税分をそのまま価格に転嫁することは至難である。消費税の税率が、25% から 30% になった場合、多くの中小企業が倒産する。

② 財政の健全化は「消費税増税」より「日銀に 1 万円札を大量印刷させて国債を買い入れる」方が効果的である。「日銀の国債買い入れ」は為替相場を円安に誘導する。輸入製品が高騰することからインフレになる。円安により国の持つ米国債、米ドル等、外貨資産の価値が上昇する。国有地の価格もインフレにより値上がりする。財政の健全化は、国民が、財政赤字を増税で負担するか、インフレで負担するかという問題である。日本のように資源を輸入し加工・輸出している国では、極論すると為替の影響を受けるのは賃金だけである。円安・インフレだと生活は苦しくなるが国際比較で賃金が安くなる。このため、輸出が増える。仮にアベノミクス前の 1 ドル 80 円から 1 ドル 160 円に円が暴落すれば物価は上がるが、対中国比較では賃金が半減する。中小企業にとっては、「消費税増税」より「円安・インフレ」での負担が有利である。

円安で、中国製品が高くなる→輸入が減り輸出が増える→仕事が増える→景気がよくなる。

③日銀の国債買い入れにはハイパーインフレを危惧した反対が多い。

\*南米やアフリカのハイパーインフレは有名だが、ジンバブエでは 2008 年 10 月に 7 月のインフレ率は 2 億 3100 万% だったと報じられている。2008 年 11 月には、非公式ながらインフレ率は年率換算で 897 垓% に達していると報じられていた。この数字は 24.7 時間ごとに価格が 2 倍になっている計算である\*

(出典：ウィキペディア ジンバブエ・ドル)

また、日本にもハイパーインフレで財政破綻を免れた過去がある。日本は敗戦でも破綻しなかった。ハイパーインフレで借金は、貨幣価値の目減りで減少した。しかし、国有地・有料道路等のインフラや国民に抛出させたダイヤ・金銀銅といった資産は暴騰した。このため、国はハイパーインフレで暴騰した資産の売却等で借金を返済し破綻しなかった。日本は太平洋戦争前後の戦前から戦後までの 20 年間で物価が 300 倍になったといわれる。今、阿部政権はインフレ目標・年 2% としている。1 年で 2% でも 10 年で 20% (単利で計算) になる。アベノミクスの本質はインフレで財政破綻を免れることだと思う。しかし、国債買い入れ時に日銀が放出した 1 万円札は資産の売却で回収できる。平成 24 年末で、対外純資産は約 296 兆 3150 億円もある。

\*財務省によると対外純資産、2012 年末 296 兆 3150 億円。対外純資産は日本の企業や政府、個人が海外に持つ資産から負債を差し引いて算出する。対外資産残高は 661 兆 9020 億円。\*

(2012 年末の為替相場は 1 ドル=86 円 32 銭。日本経済新聞 2013 年 5 月 28 日、日経 QUICK ニュース)

当時は1ドル=86円32銭だが今は1ドル約120円である。2012年末当時に比べ、対外資産は大きく増えた。日本は2015年4月に公表されているだけで1兆2244億ドル(147兆円)の米国債を持つとされる。しかし、約300兆円の米国債を持つともいわれる。(\*日銀やGPIF等は国の連結財務諸表には記載されるが、出資比率が50%未満等の理由で事実上、国の支配下の団体にある米国債は連結財務諸表に記載されないことがある\*)  
 なを、円安は輸出企業の業績を改善し、法人税の増収になるだけではない。民間で保有する米国債等の外債や外国株を高騰させ売却益に法人税や所得税を徴収できる。

しかし、円安が進行すれば、対外純資産の売却が始まる。巨額の対外純資産は円安に一定の歯止めをかける。このため、ハイパーインフレの危険は少ない。国債買い入れによる円安・インフレで売却資産の価値を大きく増やした後に、売り逃げることで、日本は巨額の利益が得ることもできる。

また、日本の場合、国債は国が国民から借りている借金であるが、国民が直接に国債を買っているわけではない。国民は銀行に預金し、銀行が国債を買う。国民は、間接的に国債を買っているのである。現在、日本人と日本企業が低利にもかかわらず、日本の銀行に預金しているのは華僑のように国際社会に馴染んでいないためもある。しかし、企業は国際化が進む。国際化による産業空洞化は企業の預金を海外に移すだけではない。関係する人間を海外に移住させることから、その預金も移転させる。年金生活者の海外移住も始まっている。年金生活者も預金を外国に持ち出す。さらに、問題は、香港・シンガポールに相続税が無いことから日本人資産家の移住も始まっていることである。このため、製造業だけでなく金融資産の空洞化も懸念される。産業空洞化により国内の働く場所は減少する。このため、国内では失業者が増える。失業者が増えれば、預金は減少する。年金で生活する高齢者も預金を取り崩して生活する。少子・高齢化とグローバル化により国内の銀行預金は減少する。国内の銀行預金が減少する前に財政を健全化する必要がある。国債の買い入れは、日本に資産と国民の預金が十分にある今でしかできないことに留意する必要がある。

## 2. 中・長期的課題

### (1) 国際戦略特区

阿部内閣が提唱する「国家戦略特区」は国際的なビジネス環境をつくり、世界中から、技術・人材・資金を集める都市をつくるために地域限定で規制緩和を進めるというものである。制緩和の内容としては「都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し」「外国人医師による外国人向け医療の充実」「インターナショナルスクールに関する設置許可条件等の見直し」「首都圏空港の機能強化と都心アクセスの改善」「公立学校運営の民間への開放」等がある。「国家戦略特区」は小泉内閣の時から実施された「構造改革特区」とは違う。構造改革特区は規制緩和により地域内の経済を活性化しようというものである。しかし、構造改革特区には税・財政の優遇措置は無かったが、国際戦略特区には税・財政の優遇措置も認められている。

### ① 移民特区

(ア) 国際戦略特区には以下のように移民特区の提案が多い。

[http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS0103S\\_R00C13A8EE8000/](http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS0103S_R00C13A8EE8000/)

国家戦略特区案を取りまとめ 解雇規制緩和や移民受け入れ

<http://wbslog.seesaa.net/article/387457818.html>

ワールドビジネスサテライト,2/6,特集,熱帯びる"移民開国"論議

人口4万人の北海道・滝川市が海外研修員年約100人受け入れを決断した。滝川市は滝川市の農家の後継者不足が深刻なため、内閣府に国家戦略特区として移民特区を提案した。日本では外国人労働者の単純労働者は拒むのが大原則だったが、移民特区では単純労働者を日本に永住させる計画である。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/pdf/101224tokku\\_seido.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/pdf/101224tokku_seido.pdf)

総合特区制度について規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等について、新たな提案の募集を実施したところ、移民特区が続々と提案されている。

日本が空洞化したのは、途上国の賃金が安いためである。途上国水準で雇用を確保できなければ空洞化は止まらない。しかし、農業や工業では移民を望む企業が多いが商業では反対が多い。移民の町、大泉町の場合でも、移民に対する見解が、商業と工業でわかれた。全般的に、商業は移民に反対、工業は移民に賛成という図式だったという。商業の場合、「ブラジリアンプラザ」のようなブラジル系ショッピングセンターが在日ブラジル人の購買の中心になる等、地元商店のメリットは少なかった。このため、商業者にすればメリットがなく治安の悪化等のデメリットが多いから反対することになる。商業にとっても移民のメリットが受けられるようにしたい。

(イ) また、移民で成功した国はまだない。移民を受け入れた国は例外なく移民の融和に悩まされている。しかし、唯一、成功例として江戸の町がある。江戸時代の大都市は地方からでてきた人間を受け入れ治安も良かった。江戸時代は言葉や文化の違いも大きい。江戸時代、地方からでてきた人間は移民のようなものである。江戸の都市制度は移民受け入れの参考になる。

江戸時代、地方からきた人間の受け入れ先は時代劇や落語にでてくる長屋である。長屋といえば大家がでてくる。江戸時代の大家は地主の家屋敷を預かり、その管理・維持に携わる管理人のことである。しかし、大家はただの家賃集金人ではない。町役人も兼ねる町の実力者である。あらゆる面倒ごとの相談に乗り、店子に慕われていた。江戸後期、大家が2万人いたという記録が残る。家賃の徴収や賃借の手続き、家の修理などのほかに、店子と奉行所の間に入って、出産、死亡、婚姻などの届出も行っていた。また、今でいう警察沙汰の事件や、勘当、離縁等、民事的な処理も請け負っていた。江戸時代には「大家といえば親も同然、店子といえば子も同然」というように大家が責任や保証を担っていたのである。

江戸時代は町ごとに町内警備を役割とした番所（自身番）があった。運営費用は町が負担したが、この番所も大家が持ち回りで責任を持っていた。自身番は町内を見回り不審者がいれば捕らえて奉行所に訴えた。また、火の番も重要な役割であり自身番屋の多くには、屋根に梯子や半鐘が備えられていた。このため、捕り物道具（捕具）や火消道具が番屋内に用意されていた。寄合所としても使用され、町内の事務処理も自身番屋で行われた。奉行所からの書類受け付けや人別帳管理などがその内容である。今でいえば大家は民生委員、区会議員・警察署長・弁護士・裁判官を兼任していたようなものである。

(ウ) また、大家は長屋の管理人が本業であるため、長屋の共同トイレの管理もしていた。江戸時代、人糞を買い集める下肥問屋があった。下肥問屋は、大家から人糞を買い集めていたというが、よい収入だったらしい。今でも地域社会の要は商店街である。神社の祭礼も商店街が中心になっている。町内会・警察友の会・消防団の役員は商店街組合の役員と重なることが多い。商店街が地域社会を支える。商店街を構成するのは地元の小売店の店主達だ。移民が地域社会と融和するかどうかは彼等の努力によって決まる。移民が地元商店街の店主達の利益になるようにすれば移民は成功する。移民が融和できるよう地域社会に貢献する商店街について消費税を免税にするのであれば、消費税の税率が上昇するほど商店街は活性化し、大型店舗に対抗できる。消費税特区内商店街の中小・小売店を免税にすれば、商店街全体の集客力が高まる。商店街を活性化できる。大規模店舗にも対抗できる。消費税率が上昇すれば、逆に中小・小売店は優位に立てる。移民が、地元商店街の活性化に役立ち中小・小売店の店主達の利益になる。

商店街の店主を江戸時代の大家のようにすればよい。江戸の大家が下肥販売を役得とし、長屋住人の世話や治安に果たした役割を消費税免税と交換に商店街に担わせるのであれば移民も成功すると考える。

## ② 国際自由都市特区

香港とシンガポールは規制が少ない自由経済を持つ国際自由都市であり、次のように繁栄している。

香港は、経済的自由並びに金融及び経済的競争力において多数の高い国際ランキングを有する。17年連続で「世界で最も自由な経済体」に選出されているように、経済形態は規制が少なく低税率な自由経済を特徴とする。イギリス時代から完備された法体系や税制上の優遇措置、高い教育水準を有し英語が普及していることから、賃貸物件賃料が世界最高水準であるにもかかわらず、アジア市場の本社機能を香港に設置する欧米企業が多く存在する。2013年9月、アメリカのダウ・ジョーンズなどが公表した世界の金融センターランキングによると、香港はニューヨーク、ロンドンに次ぐ世界3位である。また、イギリスのシンクタンク Z/Yen グループが2013年3月に公表した金融センターランキングにおいても、ロンドン、ニューヨークに次ぐ世界3位と評価された。

シンガポールは、世界第4位の金融センター及び世界最繁忙な5港の港湾のうちの1港で、世界有数の商業の中核である。同国の国際化及び多様化された経済は貿易に大いに依存し、特に製造業は、2005年における同国のGDPのうち26%を計上した。2013年6月時点で約540万人の人口を有し、そのうち約200万人は外国生まれである。IMFの統計によると、2013年のシンガポールのGDPは2957億ドル（約30兆円）であり、神奈川県とほぼ同じ経済規模である。同年の一人当たりのGDPは54,775ドルであり、世界でも上位に位置する。国際競争力が非常に強い国であり、2011年の世界経済フォーラムの研究報告書において、世界第2位の国と評価された。2013年の勤労者世帯の平均世帯月収は10,469シンガポールドル（約85万円）であり、東京都の勤労者世帯の平均を大きく上回っている。交通の要衝であるため、東西貿易の拠点となつて古くから繁栄し、海運産業や航空産業が発達した。独立後は積極的な外資導入により、重工業を中心とする工業化政策をとり、東南アジアでは最大級の工業国に成長している。香港と並び欧米諸国の多国籍企業のアジア太平洋地域の拠点が置かれることが多く、近年は東南アジアの金融センターとして不動の地位を保つ。

（インドネシア投資環境視察団報告書 2014年11月 横浜商工会議所 国際部）によれば2013年の月額平均賃金（製造業のマネージャークラス）はシンガポール4584ドルに対し、インドネシア882ドル、ベトナム782ドル、インド1253ドルである。このように地域における国際自由都市の優位は明らかである。

このため、香港とシンガポールをモデルにした自由貿易地域を下記のように各国が設置するようになった。

総合特区構想の概要と論点 国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 698(2011. 2. 3.)によると『経済特区の歴史は、古くは英国領ジブラルタル（1704年）や香港（1848年）などにまで遡ることができるが、第二次世界大戦後の経済特区としては、1959年にアイルランドのシャノン空港に置かれた輸出加工区がその嚆矢とされる。そのほかの欧州の事例としては、沖縄の金融特区のモデルとされた、やはりアイルランドの「国際金融サービスセンター」や、英国の「エンタープライズゾーン」が知られている。また近年ではロシアやウクライナにおける特区の構築が盛んである。一方米国では、1934年に設置された自由貿易地域にあたる「フォーリントレードゾーン（外国貿易地域）」が現在も稼働中である。アジアにおいては、市場開放政策の旗印として、1979年以降中国に深圳等の「経済特区」が指定され、その目覚ましい経済発展が注目を集めた。さらに1984年以降、中国は天津、上海等に「沿海開放都市」を指定し、1992年以降には内陸にも「内陸開放都市」を設置するなど、点から面への市場開放政策の拡大を続けている。また、中国の事例をモデルに、インドなどアジア各国で特区制度の活用が進められている』という。

下記が同論文に掲載された（世界の経済特区の主な事例）である。

米国 フォーリントレードゾーン 港湾や工業団地の周辺に作られる自由貿易区域。免税等の措置。

アイルランド シャノンフリーゾーン 空港の発展や外国からの融資拡大を目的に設置。税制優遇措置や各種インフラの整備等により外国企業を誘致。国際金融サービスセンター

ダブリン スラム化した中心市街地の活性化を目的に設置。低率法人税（10%）等を適用。優遇措置は 2002 年に廃止。

中国 経済特区 深圳、珠海、汕頭、廈門、海南島  
計画経済下で外資の進出を容易にするために設置された改革開放実験地区。輸出加工区、ハイテク区、商業・金融区、観光区等の要素を合わせ持つ総合的な特区となっている。企業所得税 15%とする等の優遇措置。

英国 エンタープライズゾーン  
サッチャー政権下、都市の再開発を目的に設置。指定地域立地企業への時限的税優遇(10 年期限)。

北欧諸国フリーコミューン 多数の自治体（1984 年～）  
特区内での法令の適用除外を可能とする制度で、日本の構造改革特区のモデルとされる。

ロシア 経済特区、事業活動自由区 カリーニングラード州、マガダン州等（1990 年代）  
外資系企業の登記を簡素化し、関税等の優遇体制を設けるもの。当初 13 か所で始まるが、2000 年にカリーニングラード州とマガダン州の 2 箇所に限定。工業生産特区、技術導入特区、観光リクリエーション特区、港湾特区アラブガ、ゼレノグラード、ノヴァヤ・アナパ等 13 か所（2005 年～）プーチン政権下、地域の地場産業を活性化させること等を目的に、2005 年の連邦特別法により設置。特区内では、財政資金で整備されるインフラや特別課税、特別関税枠を利用することができる。

フィリピン スービック湾自由港区、クラーク特別経済区  
元米軍基地を自由港区等として設置。関税免除、法人税の優遇等。

ウクライナ 特別（自由）経済区 クリミア港等 10 区域（1998 年～）  
経済的に低迷する地域の地域開発を目的に設置。特別経済区は市・地区、優先開発地域は州が設立の主体。2004 年のオレンジ革命で一旦廃止されたが復活している。  
優先開発地域 39 の自治体（1998 年～）

インド 経済特区 クジャラート州等多数（2000 年～）  
法人税等を 100%免税する等の措置。国内には反対も少なくない。

韓国 濟州国際自由都市  
濟州島（2002 年） リゾート観光関連事業に対し、法人税等を 3 年間 100%、その後 2 年間は 50%減免する優遇措置等。

経済自由区域 釜山、仁川、光陽（2003 年）  
特区に進出する外国企業に対し、法人税を 3 年間 100%、その後 2 年間は 50%減免する優遇措置等。地域特化発展特区 多数の自治体（2004 年）  
中央政府からの財政・税制支援のない規制緩和のみの特区。

また、日本の経済特区は構造改革特区以前には沖縄に集中していたという。昭和 47 年施行の沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）、平成 10 年の同法改正により、「自由貿易地域」およびそれを拡充した「特別自由貿易地域」が指定された。さらに平成 14 年には、構造改革特区に先駆ける形で金融業務特別地区と情報通信産業特別地区が設置された。下記が（沖縄の経済特区）の概要である。

・自由貿易地域 地域那覇市（那覇空港の周辺）

設置の経緯、特徴等 自由貿易地域自体は沖縄の本土復帰以前から存在。昭和 47 年の沖縄振興開発特別措置法に盛り込まれ制度化された（地域の指定は昭和 62 年）。

優遇措置の概要 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を対象に、関税の優遇措置、税制上の優遇措置、金融上の優遇措置。

・特別自由貿易地域 うるま市（中城湾港新港地区）

厳しい状況にある沖縄県の経済の振興のため、平成 10 年の沖縄振興開発特別措置法改正により制度が創設され、平成 11 年 3 月に中城湾港新港地区が地域指定を受けた。

自由貿易地域の優遇措置に加え、当該地域内で設立された法人で原則として当該地域内にのみ事業所を有し常時使用する従業員の数が 20 人以上の製造業、倉庫業、こん包業の企業を対象に、新設後 10 年間所得の 35%を法人税の課税所得から控除。

・金融業務特別地区 名護市全域

平成 14 年 4 月に施行された沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、同年 7 月に特区指定。特区内にのみ事業所を有し常時使用する従業員が 10 人以上の事業に対し、金融業務から得られた所得の 35%を法人税の課税所得から控除する等の優遇措置等。

・情報通信産業特別地区 那覇市・浦添市、名護市・宜野座市

平成 14 年 4 月に施行された沖縄振興特別措置法に基づき、同年 9 月に特区指定。

特区内に新設された、常時使用する従業員が 10 人以上であること等の要件を満たす認定法人を対象に、特区内で営む特定の情報中枢事業から得られた

法人所得について、設立後 10 年間、35%に相当する金額を損金の額に算入する等の優遇措置。

沖縄県にのみ集中して経済特区が形成されてきた背景には、本土復帰以前から特区が存在していた歴史的経緯のほかに、戦後 26 年あまりにわたる米軍の施政権下で社会資本の整備が遅れ、高失業率が続いてきた同県の厳しい経済状況があると言われる。とはいえ、沖縄の経済特区は、必ずしも十全に機能していないという指摘がある。たとえば平成 17 年 2 月には、特別自由貿易地域の立地企業数は、目標の半分に達せず 46.2%にとどまっていると報じられている。また同年 4 月の調査報告では、金融特区創設後 3 年が経過しながらも、新たな雇用創出が 200 人（名護市の雇用者数の 0.5%に満たない）にとどまっていると指摘されている。金融特区については、不振の理由が税制優遇措置の中途半端さに求められている。現在の優遇措置（新設後 10 年間、事業所得の 35%を法人税の課税所得から控除）では、特区内の法人税実効税率は設立後 5 年間は 22.9%、設立後 6～10 年間は 27.4%となり、国内の他地域（法人実効税率が 40%を超える）に比べてはるかに有利な条件となっている。しかし、これを香港の法人税実効税率 16%、シンガポールの法人税（最高 18%であるが、大半の会社の実効税率は 10%以下）と比較するならばその差は大きい。

また、韓国済州島でも外資を呼び込み、国際自由都市に発展させようとする取り組みが進んでいるが、韓国政府は地元自治体の済州特別自治道への大幅な権限委譲を実施。特別自治道は税減免などの外資支援策を打ち出し、日本企業などの誘致活動を本格化させている。（MSN 産経ニュース）

人・モノ・カネが自由に移動する国際自由都市が生まれれば、日本経済も発展する。済州島が中央から委譲された権限は実に 5 千項目以上になる。我が国においても法人税を 0 にすることもできる強力な自治権を持つ国際自由都市の設置を望む。

## (2) アングラマネーへの課税

### ① 密告制、税務職員の不正発見歩合制

20兆円とも30兆円とも言われる不透明なアングラマネーに課税することで税収を増やすことができる。不動産業界のアングラマネーは不動産登記時の課税強化でも補足できる。しかし、登記の中抜き（不動産が登記をしないまま業者間をころがされること）の場合、不動産取引の課税は適正捕捉にされない。このため、中間の業者の所得について、適正な課税ができない。対策としては密告制、税務職員の不正発見歩合制が提案されている。

また、暴力団等の反社会的勢力への課税による税収増が地元還元できるシステムを構築すべきである。そのようなシステムが構築できるのであれば法人会等の地域ボランティア団体もアングラマネーに課税することに協力すると思う。不正脱漏所得金額の大きい業種は暴力団等の反社会的勢力の資金源になることが多く問題である。税務当局が所得の把握が困難な個人事業者の問題もある。暴力団等の反社会的勢力による不正脱漏所得の問題は社会秩序の面からも再検討すべき重要な問題と考える。

### ② タックス・ヘイヴンを利用した租税回避を防ぐことで歳入が増えること (租税回避地との租税協定等)

国際的な租税回避行為を阻止するためには各国の連携が必要とされる。オリンパス事件では損失隠しに使われた「巨額報酬」は米国籍のアクシズ・アメリカに支払われている。アクシズ・アメリカはパートナーシップではないかと思う。米国のパートナーシップはチェック・ザ・ボックスにより所得税課税を選択することが多い。オリンパスは米国でも活動している。このため、「巨額報酬」を支払ったオリンパス本社には30%の源泉徴収義務がある可能性がある。この問題については日本の国税庁から米国のIRSに税務資料を積極的に提供する問題と考える。日本国内の租税回避行為の取り締まりでも認定賞与は効果がある。源泉徴収は納税者番号があると補足が容易になる。日本でも納税者番号が導入される。将来的には世界各国の納税者番号を連携することで国際的な租税回避行為を阻止することも検討すべきである。

## (3) 税率の引き下げと最適税率の確定

脱税・節税は事務が煩雑である。税理士等の手数料も高額である。納税者は税負担と脱税・節税の煩雑・手数料を比較し一方を選択する。税率の引き下げは脱税・節税の意欲を衰退させる。税率を引き上げれば税収が増えるという考え方は間違いだ。税収を増やす最適税率の選定は極めて重要である。また、最適税率は社会・経済情勢によって常に変化する。客観的に最適税制を選定する最適税率選定専門集団を組織したい。

## 2. 中・長期的課題 基礎的収支の赤字半減・黒字化 国債残高の安定的引き下げ

### (1) 三位一体の改革（地方への税源委譲等）

財政赤字を縮小するためには財政補助金と地方交付税の削減及び地方自治体への税源の移譲を同時に実施する三位一体改革が必要である。税制改正の中心は地方への事業と税源の委譲である。

### (2) 少子高齢化対策、国境を越えた市町村（自治体）の連携による“移民税制”の確立

移民による治安の悪化を防ぐには送り出し母国の基礎自治体（市町村）と受け入れ国の基礎自治体の提携は重要である。納税者番号のリンクも将来は必要であるが、国が行うよりも、住民台帳を持ち町内会のような地域社会の情報を持つ基礎自治体ごとに行った方が効果的ではないかと考える。さらに、文化の違いが移民トラブルの原因の一つであるが、送り出し母国の基礎自治体と受け入れ国の基礎自治体の小学校の段階から互いの言葉を含めた文化について学ばせるべきだと考える。

また、人口減少は先進国共通の問題である。各国が優秀な外国人を奪い合う争奪戦がおきる可能性がある。争奪戦を勝ち抜くためには母国と受け入れ先の自治体の連携は有効である。“ふるさと納税”は移民にも適用すべきである。移民の母国の自治体と受け入れ国の自治体が提携し税をわけあう税制を確立することで移民の争奪戦を勝ち抜ける。

さらに、年金生活者には物価の安い発展途上国の施設で生活する選択肢も重要になる。国民年金を管轄する自治体と連携した自治体の施設であれば日本の自治体も実態を把握できる。海外の施設の年金生活者を保護するためにも国境を越えた市町村（自治体）の連携は必要である。

以上のようなことから地域での移民の受け入れ選択が望ましく、移民による税源と事業を基礎自治体に移譲することが必要と考える。そのようにすれば、移民による税収の増加等による減税や地域経済の発展の利益を移民受け入れ地域の住民が受けられるようになる。移民を受け入れる努力をした地域住民が利益を得ることこそが移民税制の要である。

## II 社会保障費の財源確保

### 1. 短期的課題 公的年金のあり方（税方式、保険料方式） 安定的財源の確保

公的年金は税方式が望ましい。徴収を歳入庁で行えるため、徴収が効率的である。しかし、積み立てた年金受給額は、居住・市町村ごとに毎年、決定したポイントの累積で、決定すべきである。住民が居住・市町村の選択に高い関心を持つことで、各市町村間の競争が期待できる。また、そのために消費税は市町村の財源とすることが望ましい。

また、厚生年金と国民年金の積立金の管理・運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、2014年10月31日から構成割合の目標値を国内株式25%、外国株式25%、国内債券35%、外国債券15%に変更した。つまり、低金利なため国内債券からリスクの高い株や外国債券に運用を切り替えた。けれども、年金積立金管理運用団体は資金を安全性の高い債券で運用するのが原則である。それに、GPIFが株の売買を行うことは国が株の売買をするのと同じである。国策によるインサイダー取引が行われる可能性もある。このため、GPIFの株の売買や外国債券への投資には批判も多い。国策に対する秘密情報を持つ国が、無力な個人投資家の資金をまきあげてるという見方もできる。これでは国家の品位にもかかわるので、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の積立金の運用の見直しを望む。



## 2. 中・長期的課題 持続的な社会保障制度の確立

税源と事業を自治体に移譲すれば税源と事業を住民の努力で変えられるようになる。努力する住民が優れた税制を得ることができる。住民は市町村の事業と税制改正を真剣に検討するだろう。市町村に税源と事業を移譲させる意義はここにある。そして、市町村が税収を増やし財政を豊かにする場合に最も効果があるのは移民である。移民により質の高い若年労働者を確保することが必要である。

### III 行財政改革の徹底

#### 1. 短期的課題 無駄の削減

##### 地元企業グループと役所で構成する公共事業削減公開討論会の設置

公共事業費を減らす民間企業からの提案は重要である。民間企業の提案を法人会でまとめ、役所と公共事業費の削減について公開討論する場所が必要である。例えば、警視庁など全国十都県の警察本部から信号機の保守管理を請け負っている日本交通管制技術（横浜市西区）が数十億円、所得を隠し巨額の法人税を脱税していた。日本交通管制技術は元警視総監や警察OBを顧問や役員に迎え警察との深い関係を背景に業務を拡大した。社長の天門太陽は1999年5月31日、東京地裁で懲役3年の実刑判決を受けた。交通関連設備を専門に扱い施工する企業とその関連企業の資本、役員、営業形態（入札）は現在においても極めて不透明である。規格も統一すればコスト削減になると主張する民間企業もある。このように、交通標識だけではなく不透明な公共事業は多い。公共事業費の削減についての専門企業からの提言を公平に公開討論すべきだと考える。

#### 2. 中・長期的課題 無駄の削減

##### (1) 公的支援の削減 天下り禁止の徹底

官僚に対する褒美としての高い給与を民間に負担させるのが天下りである。民間も、行政府とのパイプを求め、喜んで受け入れる。しかし、利益誘導がなされ、結局、国民が税金で負担することになる。

天下り禁止を徹底するのは当然と考える。

##### (2) 公務員の削減

議員歳費、義務教育費国庫負担金等の他の費用も計算にいれると今でも、公務員の人件費は約40兆円になるという意見もある。40兆円といえば国家予算の半分である。IT技術等による国と地方公共団体の業務共通化により民間企業なみのリストラを求めたい。

##### (2) 内国歳入庁

税と保険料を一体的に徴収する「歳入庁」は公租公課徴収を一元化によって効率化する。公租公課徴収の一元化は徴収漏れを減少させる。米国では1998年7月22日に「IRS改革法」が成立した。IRS改革法は、納税者の権利を保護することを主眼とし、納税者の権利保護規定が多数設けられた。さらに、同法はIRSの租税の賦課・徴収の執行機関としての立場から、納税者へのサービス機関としての立場へ転換すべきとしている。そのため、納税者を一人の顧客と見て、“顧客にやさしい大規模な組織改革規定を設けたという。我が国においても歳入庁による公租公課徴収の一元化が望まれる。

#### (4) 特別会計と監査の改革

①特別会計とは国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる独立した財団的な組織体のことを言う。一般会計における単一予算主義の原則（すべての歳入・歳出などを単一の会計で経理する原則）に対して例外と成っている。各、特別会計毎に予算を持ち特別な事業について一般会計から独立の会計を設け経理を行うのが特別会計である。多くの特別会計は独立採算制をとっているが、歳入について一般会計からの繰り入れなどがあり、特別会計が一般会計から完全に独立していない。また、特別会計の財務内容を開示するものとして、財政制度等審議会財政制度分科会の法制・公会計部会において、全ての特別会計を対象とした「新たな特別会計財務書類の作成基準」がまとめられ、特別会計の財務内容に関するディスクロージャーの充実が進められている。

②特別会計の問題点としては、特別会計が多数設置され、予算全体の仕組みを複雑で分かり難くし、財政の一覧性が阻害され、会計が分立することで予算全体としての効率性が損なわれかねないなどという問題がある。予算の議論が概して一般会計中心に行われ、特別会計について議論されることが少なく、歳出の効率化が図られていない。一般会計からの繰り入れや借入れのために、事業収支における受益と負担の関係が不明確になり、適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力が疎かに成っている。

③ 特別会計が各省庁の既得権益の温床化している。国の厳しい財政事情の下で、財政資金の有効な活用を図る検討が必要である。特別会計についても国民に対して分かり易く工夫し、説明責任の強化を図る必要がある。特別会計には固有の財源の有無に関わらず歳出の合理化、効率化に向けて着実な見直しを進めるべきだ。現在、会計検査院が公的な監査機関として役割にあるが「他省庁への遠慮、気兼ねばかりが目立つ」などとの批判がある。会計検査院の調査官の“官官接待”の問題もある。会計検査院の独立性を確立するために客観的かつ専門的な立場で検査する重要な機関として位置づけるようにしたい。また、外部監査も必要に応じて行うべきであるが、別に会計検査院自体の検査も外部監査する二重監査を提案したい。

④徹底したバランスシート監査を実現し時価主義に基づく貸借対照表を中心とした公会計の確立を求める。ネット上で国及び地方公共団体は入札や物品の仕入れ値等を公開し各専門分野の有知識者がチェック出来る様にする事を提案したい。更に、関連する地域社会にもネットで情報を開示し地域社会から常に監視出来る体制を確立したい。会計士、弁護士、各専門分野の専門家と地域社会のボランティアの融合による監査が、最良の公的監査になると考える。現在、会計検査院は、国会、内閣、裁判所から独立した地位が与えられている。しかし、議会との結びつきは強いとは言えない。そのため会計検査院は議会に所属させ、その業務は議会からの要請を中心にするべきである。会計検査院と議会の結びつきを強固にする必要があると考える。そして、税金の浪費を防ぐために、財務監査だけではなく個別事業、個別政策の経済性、効率性、有効性を分析するプログラム評価の実施を提案したい。

## 二、経済

### I 短期的課題

#### 1. 当面の景気対策、中小企業の活性化

##### (1) 円安・輸出による景気振興

実力以上の円高が中小企業を苦しめた。中国は円高により日本への輸出価格が下がる。このため、大企業の海外移転、部品の国外転注が進んだ。円高による大企業の輸出の減少も間接的に下請け中小企業の売り上げを減少させた。現在、円は120円にまで下落したが、空洞化・海外転注は止まらない。日本の下請け企業が中国、東南アジアの企業と競合するために、円安がさらに進むことを望む。

##### ① 企業の国際競争力の強化

飛行機製造、遠隔ロボット製造において日本がアメリカ、フランスに劣るのは軍事産業が未熟であるためである。日本は兵器の輸出が法的制約のためできない。そのため、量的生産コストが高く、価格競争力が劣る。また、軍事産業はハイテク技術を育成する。日本企業の国際競争力を強化するために兵器輸出を解禁すべきである。兵器は侵略、テロに対する自衛のためにも使われる。自衛兵器の輸出であれば法的問題も少ない。

##### ② 産業空洞化、海外企業の誘致 共同租税地域（輸出加工区、中立地帯、租借地等）の創設

日本にも九州より広いといわれる米軍基地がある。基地内は日本ではない。米国である。米軍基地は治外法権である。固定資産税を払うこともない。日本人が嫌がる軍隊という3K労働を基地という特区でアメリカに委託外注しているという見方もできなくはない。それならば米軍基地をモデルに他国の飛び地を経済基地とすることも検討できるのではないか。米軍基地をモデルにした他国の飛び地を経済基地とすることは空洞化対策として有効である。また、経済基地も以下のように多様な形態が考えられる。

##### （輸出加工区）

輸出加工区とは 主に発展途上国に設置され、多国籍企業の誘致の下で輸出向けの生産が行われる工業団地をいう。輸出指向工業化政策の中核部分を形成するが、内部経済との関連が希薄な「飛び地」となっている。対外取引に便利な国際港の隣接地などに工業団地が造成され、関税や法人税の減免、外資比率の規制緩和、利潤・配当の本国送金の自由化などの優遇措置が採られる。

##### （急速に拡大するサービス分野の海外アウトソーシング）

最近、拡大が著しいのは、企業がこれまで国内のサービス・サプライヤーに頼ってきた業務を国外のサプライヤーから提供してもらった海外アウトソーシングである。海外アウトソーシングは日常的な管理業務、顧客サービス、技術サポートなどの様々な非基幹サービス機能を遠隔地から提供すること定義される。海外アウトソーシングはIT技術を使い、海外に居住する労働者に業務を行わせる。このため、自国の労働法の制約をうけない。アウトソーシング先の低賃金での労働サービスが受けられる。そして、IT技術は今後、進化する。将来は工場の工作機械を工員が外国から遠隔操作することも考えられる。将来は多様なインタフェースを駆使することで作業に支障のない仮想現実（バーチャルリアリティ）が可能になるであろう。仮想現実（バーチャルリアリティ）による作業は安全面で優れている。また、時差を利用すれば24時間、工場を稼働できる。技術が確立されれば急速に普及することが予測される。けれども、海外アウトソーシングが、製造業での単純労働にまで発展した時の影響は大きい。税制、雇用も根本的に考え直す必要がある。海外アウトソーシングにかかわる法人税、所得税を海外アウトソーシングの発注企業の属する国と受注企業の属する国で分け合うことも検討すべきではないかと考える。

## II、中・長期的課題 持続可能な経済成長

### (農業と税を請け負う自由村)

これからの農業は成長産業である。福島原発の事故により原子力発電の見直しは必至である。バイオエネルギーは環境にやさしい。農業は経済成長の要になる。しかし、従来の農林水産省の農業政策が農民の自助努力を損ない日本の農業を衰退させた。

また、江戸時代の年貢は村で上納を請け負う年貢村請制であった。村が未納者分を弁済する連帯責任を負うが、村で納める年貢はほぼ定額であったために農村における農業技術の改善、商品作物・酒・味噌等の生産、手工業・商業活動といった経済活動の成果に税が課されることはなかった。このため、新田開発を通じ江戸時代初期に全国で1800万石だった石高は、江戸時代中期には2500万石、後期には3000万石と倍増に近い勢いで拡大した。特にそれまで畿内などに比べ開発が遅れていた東北、関東、中国、九州などでは湖沼や干潟が新田開発され農地が大きく増えたという。

上記を参考に農協等の地域共同体に事業と税を請け負わせるのであれば農業は成長できると考える。

## 三、国と地方

### I、短期的課題

#### 1. 地方分権税制の確立(小自治体、自治体連合への税源と公共事業の移譲)

税制改正の中心は市町村への事業と税源の委譲である。今後は国税の割合を更に下げ住民税の割合を高くする。地方自治は民主主義の学校と言われ民主主義を発展させるために住民自治が重要である。各個人の理解と支持される税制を構築するためには小自治体に税源と公共事業を委譲することが民主主義の理想である。

#### (市町村合併の利点と欠点)

近年行政コスト削減のために市町村合併が盛んに行われた。合併の利点として「住民の生活行動圏に見合った行政サービスの広域化」「住民サービスの高度化」「地域づくりの進展」「行財政の効率化」「施設の効果的配置」「行政能力の向上」「行政の高度化・専門化」「大型事業の実現」「権限の拡大」等が挙げられている。しかし、欠点もある。合併後に庁舎の存在する中心地域は栄えるが、中心から離れた周辺地域は寂れる。公共事業は利便性のため中心地域が先ず優先される。一方で周辺部においては公共事業が実施される機会が少なくなる。当然の様に中心部と周辺部の地域格差がだんだんと拡大する。従来の歴史、文化、各種伝統行事といった地域の特徴も失われる恐れも生じる。役所や公共施設への距離が遠くなって不便になるために行政サービスが低下する。町村から市に移行した場合、以前は安かった公共料金が合併で大幅に値上がりして住民の負担が増大することもある。それでも行政組織が大きくなり議員の数が減少して住民の意見が行政に反映し難くなるため住民は役所の言いなりになるしかない。「行政の大型化」と「役人の権限の拡大」が様々な弊害を生じるならば住民の不満は大きくなる。

#### (横浜市、川崎市等の政令都市の行政区区長を選挙で選ぶこと)

横浜市や川崎市のような政令都市の行政区は東京の特別区とは異なり基礎自治体ではない。市から派遣されてくる区長は市全体での利害で市の指示により行動する。このため区長・区役所と区民の考え方が離れる。横浜市、川崎市の場合、役所の権限は極めて大きく区民の意見は行政に反映されない。しかし横浜市、川崎市の行政区は規模が大きく通常の市町村をも凌ぐ。横浜市、川崎市には東京の大田区と同様に東京湾岸部に位置する行政区がある。首都に隣接する東京湾岸部は無限の可能性を持つ。行政区に独立した権限を与えたほうが、地域は発展し国益にもなる。また民主主義の発達しているアメリカの多くの州では行政の重要なポストを住民が直接選挙で選ぶ。つまり、我が国において納税者の不満の多い固定資産税評価官や行政サービスの要である郡の警察署長までもがアメリカでは住民の選挙で選ばれている。日本ではアメリカと異なり行政の重要なポストを直接選挙で選ぶことは少ない。そのため行政に住民の意思が反映出来ないし、納税者の立場から言えば税金を納税者の望みと違う遣い方をしていることになる。区民が区長を選び税金を使う行政サービスに意思を反映させるのは当然である。民主的な税制を構築するために大都市における行政区長を区民が直接選挙で選ぶ制度を確立したい。

### (市町村連合)

民主主義における税の基本はその使い道が住民によって決められることにある。けれども基礎自治体の人口が多くなればなるほど住民の意見が行政や税制に反映する機会が失われる。民主主義が形骸化し役人独裁になった。税制や行政への一人一人の意見が論議されることが民主主義の理想である。行政コスト削減は必要だが、民主主義を守るために市町村合併ではなく市町村連合によるコスト削減が求められる。

### (多様な税制と行政サービスの選択)

今後、日本でも多様な税制と行政サービスの選択が求められる。行政は基礎自治体が分担し、基礎自治体では出来ないものは多様な自治体連合で行うのが理想である。我が国においても民主的な小自治体を再生させ多様な自治体連合で補完させる制度を確立すべきである。

## 2. 道州制の導入

現在、道州制の議論では道や州に財政運営の権限や立法権を与える案も検討されている。道州制の検討は現在の中央集権国家日本を小国家の連合である連邦国家に変化させるという議論である。よりよい税制を構築するためには連邦制が好ましい。中央集権国家は税制の独占企業であるという見方もできる。独占企業の社員が、競争企業が無いため怠惰になると同様に官僚も堕落する。国民は小国家である各州の税制が比較できることから優劣が判断できる。国民は移住によって税制を選択できる。官僚も市場原理が働く方がよい仕事をする。アメリカ合衆国はアメリカ合州国であり州の連邦国家である。州も独立した統治体である。州は独自の軍を持ち、州法人税も州ごとに異なる。高い税率を設定している州や地方自治体もあれば州法人所得税の存在しない州もある。税率が極端に低い州では、売上税や固定資産税、あるいはその両方が高い場合が多い。日本の消費税に該当する売上税は、州政府が管轄であり、連邦政府からは課されない。

## 四、 国税・地方税

### I、法人税

#### 1. 短期的課題

##### ① 租税特別措置の見直し（透明化法）

日本の税法は複雑怪奇である。租税特別措置の見直すことで簡素化したい。また、企業の国際化は急速に進む。各国は法人税率を引き下げることで企業を誘致する。我が国も対抗上、法人税率を下げる必要がある。

##### ② 法人税における欠損金の繰り戻し期間の再考

平成16年度税制改正で、欠損金の繰越期間が5年から7年に延長された。しかし、現行の欠損金の繰り戻し制度は、対象期間が1年と成っている。これでは、欠損金発生年度の運不運に困って、長期的な納税額が変わってしまい不公平である。欠損金の繰り戻しもまた7年とすることを望む。

##### ③ 退職給与引当金制度の復活

多くの中小企業は企業年金に必要とされる積立金を準備していない。低金利が続いたため実際の利息が期待利息を大きく下回ったためである。積立金では退職金を支払うことが出来ず、退職金倒産の危機にある企業も多い。また、新会計基準で導入された年金会計と退職給与引当金の問題はよく混同される。欧米には日本のような退職金制度がない。日本で独自に発展した退職金を国際基準になっている企業年金と整合する必要がある。退職金を一時金として受け取る時に、退職金が企業年金から受け取る一時金よりも高い場合、企業には差額を支払う義務がある。このため、企業年金に加入している場合であっても差額がある場合、差額は企業の従業員に対する確定債務と考えられる。平成14年まであった退職給与引当金を要支給額まで従業員に対する確定債務とし、復活させることを望む。

## 2. 中・長期的課題 法人実効税率 20%以下にすること

節税は煩雑であり経費も発生する。法人実効税率を20%以下にすれば、煩雑な税金対策を避け、本業に全力を投入するため、黒字になる企業は増える。法人税負担が、下がることで、経済は活性化する。課税ベースが拡大することで税収が増える。

## II、個人所得税

### 1. 短期的課題

#### ① 少子化対策よりも移民を促進すること

人類全体では人口の増加が問題になっている。世界的な人口増加は環境も破壊する。発展途上国の増加人口を先進国で受け入れる方が少子化対策よりも合理的である。少子化対策は先進国のエゴである。

#### ④ 給付付き税額控除

給付付き税額控除は税額控除を使って低所得者に給付金を支給するため国民全体に幅広く再分配ができる。税制と社会保障政策が一体となるため、生活保護のようなケース・ワーカーが必要なくなる。所得再分配が効率的に行われるため、コストが安い。しかし、税務執行が混乱する可能性がある。不正給付が問題である。

#### ③ みなし法人課税の復活

個人事業主にみなし法人課税を復活させることで税負担を公平にすることを提案したい。みなし法人課税とは青色申告書を提出している居住者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むものについて、その者の選択によって、(1)その年分の事業主報酬部分については給与所得に係る収入金額とみなして給与所得控除を認めるとともに、(2)不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額から事業主報酬を控除した残額(みなし法人所得額)については法人税率に相当する税率で課税し、(3)みなし法人所得額の一定割合については事業主の配当所得とみなして他の所得と総合して課税し、配当控除を適用するという方式によって所得税を課税する制度であるが、平成4年度に廃止された。

## 2. 長期的課題

### (1) 所得税の抜本的改革

#### (給与所得者と事業所得者の課税を納税者の選択により公平にすること)

個人事業者と同族会社との税負担に不均衡がある。個人事業者に比べ同族法人の税負担は以下の理由で軽くなることが多い。

- ・累進税率が適用される所得税に対して法人税は比例税率であること
- ・同族に給与等を支払うことで所得を分散させることで経費を増やし、累進税率を緩和できること
- ・同族法人では役員報酬が経費になる。役員報酬は給与所得になるが、給与所得控除が適用される。
- ・所得税法では事業用資産の取壊、除却、滅失等の必要経費算入を制限する。
- ・所得税法では必要経費の範囲から家事費及び家事関連費を明確に区分し、原則として事業主報酬、生計を一にする配偶者その他親族が事業から受ける給与、地代家賃、利息等を必要経費への算入を認めない。

このため、個人事業者が法人成りすることで税負担の軽減を図ることがよくある。納税者は、生産の能率性よりも税負担の軽減を重視する。近年、最低資本金制度が廃止された。個人でも株式会社を設立することができる。個人事業となら変わらない、一人会社も容認されているのである。このため、納税者が、経済活動の能率を害する組織形態を選択することがある。納税者の不合理な選択が企業の生産性を阻害する。個人

事業者と法人の選択は納税者の選択に任せた方がよい。個人事業者においても“みなし法人”の選択を認めることで小規模法人事業主との差別を解消すべきである。また、逆に、小規模法人事業主の場合、内部留保に対する二重課税の問題等から事業所得で申告した方が有利な場合もある。近年、法人税率が、外国との競争により、低下している。今後、法人税率と最高所得税率との差は、これまで以上に拡大する。現在、中小規模の同族会社が留保所得課税制度の対象から除外されているが、個人事業者との税負担の均衡が崩れたことを理由として、再度、中小規模同族会社も、留保所得課税制度の対象になる可能性がある。しかし、内部留保は機械、建物、棚卸資産等になっていることが多く、換金が難しい。内部留保は税を課した後の余剰金であるため、内部留保に対して課税すれば二重課税となる。また、留保金課税は同族会社にだけ課税することが問題なのである。日本の場合、証券取引場で上場されている公開会社でも適正な企業統治はされていない。株の持ち合い、監督官庁・親会社・主力銀行からの天下りが取締役会・株主総会の監督監視機能を無能にしている。監査法人の選択も事実上、経営者が決定するため、必ずしも適正な監査がされているとはいえない。日本の場合、取締役会・株主総会の監督監視機能が形式化している。実質で考えれば、同族、非同族を区別することに意味がない。留保金課税がしたいのであれば、同族、非同族を区別することなく留保金に課税するのが税負担の公平、税の中立といった観点からみれば正しい。同族会社の留保金に課税するのは税負担の公平、税の中立といった観点から問題である。同族会社の留保金課税は全廃すべきだと考える。しかし、日本では、前述のように、中小規模同族会社にも、留保所得課税制度の対象になる等、強化される可能性が高い。このため、営業上の理由から法人を選択した納税者も、二重課税・留保金課税を嫌い、所得税課税を望むこともある。また、米国税法では個人事業者と同等の中小同族会社（Subchapter S corporation）に対してパススルー課税の選択を認めている。米国では法人の計上する所得を株主の所得と認め法人税法ではなく所得税法を適用することを選択できる。日本においても同様の選択を認めるべきである。納税者が法人税課税と所得税課税を自由に選択できるのであれば、納税者は税負担に拘束されない。納税者は自分の経済活動に最善の組織形態を選択する。

また、給与所得控除と同じ経費の概算控除は個人事業者にも認めるべきである。現在、給与所得者には給与所得控除においても一定の範囲で実額の経費控除を認める特定支出控除制度が設けられている。このため、個人事業者にも“経費の概算控除と経費の実額控除との選択する制度”を認めなければ不公平になる。個人事業者が経費の概算控除を選択するのであれば簡素化する。税務当局の事務負担も軽減する。また、自営業者は節税や脱税が行いやすいという理由で、給与所得者は個人事業者に対して不公平感を抱きやすい。毎月、源泉徴収されている給与所得者は申告納税している個人事業者に対する不満もある。個人事業者に毎月の予定納税・自動引き落としを条件として経費の概算控除の選択を認めるのであれば給与所得者の不公平感を緩和できる。

税は中立・公平でなければならない。しかし、税の中立・公平は望ましいが実現することは不可能である。事業形態、経費の概算控除を納税者に選択できるようにすることで、税の中立性・公平性を確保できる。また、税務当局が事業形態を決定する場合、その恣意性が問題になる。税務当局と納税者で生じるトラブルも無視できない。事業形態、経費の概算控除の納税者による選択は、税務当局と納税者で生じるトラブルを減少できる。

## (2) フラットタックス

ロシアで、フラットタックスを導入したところ、脱税や、とりわけ闇経済の資金が課税対象として把握でき税収が大幅に増えた。ロシアの成功以降、香港、シンガポール、ウクライナ、ルーマニアなど世界各国で導入が開始された。支出税が累進税率であるのに対し、フラット・タックスは税率が単一である。このため、税務手続きを大幅に簡素化できる。支出税やキャッシュフロー法人税構想などの検討を受けて、フラットタックスは、支出税とキャッシュ・フロー法人税の欠点を解消するものとして考案された。なお、マイケル・キーン IMF 財政局税制課長によれば、フラットタックスは基本的には支出税であるとされる。

フラット・タックスの特徴は、次の三点に集約できるといわれる。

1. 単一税率
2. 消費ベース課税
3. クリーンな課税ベース

フラットタックスでは累進性が弱まるが、累進構造を調整することで確保でき、したがって、付加価値税のような逆進性を批判されることがない。また超過累進課税ではなく、したがって所得を大きく得ても限界税率が上がることはないため、勤労意欲をそぐことがない。支出税が累進税率であるのに対し、フラット・タックスは税率が単一である。このことにより税務手続きを大幅に簡素化できる。

また、所得税と異なり、人的な基礎控除以外の所得控除はすべて廃止することで、大幅に課税ベースが広がり、低い税率で税収が確保できる。ホールとラブシュカは、基本税率は 19%で足りるとした。また、所得控除の簡素化に伴って、申告手続きも大幅に縮小できる。申告書はハガキ程度の大きさになるといわれる。簡素化によって租税回避もある程度解消でき、また、貯蓄に対する二重課税がなくなるとともに、投資額は全額課税ベースから控除されるので、投資の促進にもつながる。フラット・タックスは、法人・個人を通して課税は一回限りとし、二重課税の問題を解決した。また、法人事業であれ個人であれ、同じ単一税率が適用される。個人段階の課税標準は給与等、年金給付など現実の受取額に限定され、受取配当・利子・賃料には課税されない。寄付金控除、住宅ローン利子控除、医療費控除、雑損控除は全てなくなり、課税ベースが拡大する。一定の人的所得控除とゼロ税率段階を設けることで、単一課税ながらある程度の累進性が確保できる。たとえば、課税最低限以下の所得について半分がゼロ税率となる場合、税率が 19%であっても、実効税率は半分の 9.5%になる。人的控除の金額を調整することで、累進構造の調整ができる。

### Ⅲ、資産課税

#### 1. 短期的課題 事業承継税制の確立 相続税の改正

相続税は廃止すべきである。国際的に相続税が無い国は多い。国際化は急速である。資産家が海外に移住し日本国内にある金融資産が減少することも考えられる。また、相続税は現金収入がないのにも関わらず課税される場合が多い。このため相続税を支払うために金融機関から借り入れをしなければならないため相続人の負担が大きい。また、現在、相続財産の取得価格は被相続人の取得価格を引き継ぐ。したがって、相続税を廃止し、代わりに、相続財産の取得価格を 0円とすれば、譲渡所得税が増え、減税を緩和できる。相続財産売却時に所得税を課税するので、現金収入と納税時期が一致する。また、親から財産をただで貰ったと考えるのは社会通念にあっており納税者の抵抗は少ないと思う。それに税制が簡素化し素人にもわかりやすくなる。しかし相続税の廃止が出来ないのであれば以下の改正を要望したい。

##### (1) 基礎控除を 5 千万円に戻すこと

相続税の基礎控除は 3 千万円に変更されることが予定されている。しかし我が国の相続税の負担は外国に比べて重い。また今回の事業承継の改正により 80%の猶予を受けられない共同の事業承継者は 10%の評価減もなくなり増税になった。このままでは 80%の猶予を受けられるたった 1 人の事業承継者に比べてあまりにも不公平である。せめて、80%の猶予を受けられない事業承継者だけに 5 千万円の基礎控除を認めて欲しい。

##### (2) 事業承継税制の改正

中小企業をとりまく経営環境は厳しく、後継者がいないために廃業や解散せざるを得ないことも多く、中小企業の数は減少を続けている。そのため、事業承継税制の確立は不可欠である。平成 20 年 10 月から相続前後の事業従事を条件に、自社株式を課税価格の 80%を猶予する事業承継税制が施行された。

しかし、猶予されるのが筆頭株主で代表取締役である 1 人としたことは問題である。従来は全体で算出された相続税が各個人に配分されていた。今回の改正により相続税は各個人に賦課される。このため、課税価格の 80%の猶予を受けられない事業承継相続人は従来の課税価格 10%の控除も受けられなくなる。中小企業の事業は兄弟で承継する場合も多い。兄弟で相続し兄が筆頭株主の場合、兄は課税価格の 80%相続税を猶予されるが弟には猶予されない。事業承継した相続人が差別されなければならない理由はない。この事業承継税制は極めて不公平な税制である。すべての事業承継相続人に課税価格の 80%を猶予すべきである。



### (3) 家族事業組合（FLP）税制の創設

家族を成員とするLLPは不動産事業に適している。銀行から借金しアパート等を建て相続税を節税する例は多い。個人事業を法人にすることで相続税を節税することもある。しかし、法人形態が個人形態より有利に成るといっても奇妙であり合理性がない。事業は単純に営利を目的にした方が良い。節税のために市場の動向、金利、景気等の見通しを誤った場合、破綻することもある。今日の金融危機のように予想外のことも起こる。事業目的とは、無関係な相続税対策は経費が掛かるだけでなく社会にとっても無益である。無用な相続税対策をなくすために家族事業組合（FLP）の資産評価を減額する税制を望む。

### (4) 自社株の売買による、みなし配当課税を廃止すること

中小企業の株は通常、非上場であり市場取引や公開買付けが出来ない。そこで、退職したオーナー経営者が給与に代わる生活費を得るために自己株式を会社に売却することがよくある。しかし、非上場会社の自社株を会社に売却した場合、譲渡益の大半が税務上利益積立金の払い戻しとみなされ、配当控除はあるが、配当所得として総合課税の対象と成り、最高50%の税率で課税される。平成16年の税制改正において、相続税を納税するために自己株式を譲渡した場合には、みなし配当課税は無く、譲渡価格と取得価格の差額の全額が譲渡所得（税率20%）とすることが認められている。退職オーナー経営者が自己株式を自社に譲渡した場合にも全額を譲渡所得とするためにみなし配当課税を廃止することを望みたい。

### (5) 非上場株式の評価方式を改めること

現在、非上場会社の株式は法人税法、所得税法は時価評価が原則であるが、相続税は財産評価基本通達による評価が原則である。しかし相続税法においても時価評価を原則とし各税法における評価の方法を統一すべきであろう。そのため、以下のことを要望したい。類似業種比準価額方式における現在の斟酌率：大会社は0.7、中会社は0.6、小会社は0.5であるが、現実と遊離している。中小企業の場合、経営環境の悪化や小子化で後継者がいない場合も多い。けれども非上場であるため市場で売却出来ない。売却は極めて困難であり時価の3割程度でしか売却出来ない。大会社は0.5、中会社は0.4、小会社は0.3に変えて取引実態に合わせる。また、同族関係者には認められない配当還元方式を同族関係者にも認めること。純資産価格方式で評価する時には土地は収益還元価値によって評価すること。そして、時価評価方法は、すべての税法でも合理性が認められる各評価法の中から納税者が自由に選択出来る税制を望みたい。

### (6) 税制適格ストックオプションに取得費加算特例の適用すること

相続に因って取得した税制適格ストックオプションについては、権利行使時の課税が繰り延べられる。しかし、相続又は遺贈により取得した財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合には、相続税額のうち、譲渡した資産に対応する分の金額を取得費に加算して譲渡所得を計算することが出来るとする特例があるが、ストックオプションの行使に係る株式譲渡の場合には、この特例の適用がない。財産と、実際に譲渡した資産とが異なることになるためである。しかし、商法改正により譲渡制限が撤廃されたため取得費加算特例の適用を要望したい。

### (7) オーナー等の自社株式に売却時まで課税繰り延べの特例を設けること

減少を続けている中小企業の事業承継のために、事業承継者の取得したオーナー自社株式についても、税制適格ストックオプションと同じ様に、売却時まで課税が繰り延べられることを望む。

### (8) 相続税における物納の見直し

当該不動産の公示地価の価格（課税の基礎になる路線価は公示価格の8割とされている。）が適正ではない場合は多い。また、物納物件の選択は税務当局に権限がある。適正でない公示価格による不当な課税を防ぐために納税者の自由な選択で物納する土地を決定出来るように制度を変更すること。

**(9) 取引相場のない株式の物納要件の緩和(譲渡制限株式も適格とすること)と投資育成会社等を活用した株式評価の採用。**

物納に係わる譲渡所得が非課税になることから、株式を取得した相続人は当該株式の物納を考える。しかし、従来、取引相場のない株式については、物納の要件が極めて厳しかった。しかし、財務省理財局と国税庁は平成14年7月8日に取引相場のない株式の物納要件を明確化する通達改正を行い、物納株式の随時契約適格を有する買受希望者がいる場合は財務状況や経営内容に関わらず、物納申請から収納への道が開けるとし、買受け希望者がいない場合は、直近2期の財務指標や経営内容などにより判断することを明らかにした。そして、当初は当該株式等の発行人は10%以上の自己株式を所有する発行人以外は自己株式の物納の活用は出来なかった。しかし、その後、自己株式を有していない発行人でも活用出来ることになった。平成18年税制改正で財務省は物納許可基準を明確化し、譲渡制限株式のみが物納不適格とされたが、それ以外の物納は認められるようになった。この通達改正は評価できる。しかし、譲渡制限株式が物納不適格とされたことは問題である。上記の買受希望者に投資育成会社(中小企業投資育成法により設立された政策実施機関)等がなる場合は投資育成会社等で査定する株式評価を採用し、事業継承を容易にしていきたい。

**2. 中・長期的課題 金融所得一体課税**

**(金融所得一体課税における損益通算)**

様々な金融商品から得られた利益を失った損失で相殺できる金融所得一体課税は、個人金融資産を預貯金から、株式や債券などに移すことで、産業を活性化する。また、課税逃れやマネーロンダリングの防止のために本人確認などの口座管理の強化もできる。しかし、先物取引に係る所得については、総合課税の雑所得等となるものと先物取引に係る分離課税の雑所得等となるものがあるが、損益通算の対象となっていないことは問題である。先物取引の経済効果は大きい。金融所得一体課税の目的が預金から投資に移動させることによる経済の活性化であるのならば、先物取引に係る所得についても損益通算の対象とするのは当然である。預金のペイオフ損失、デフォルトにより元本が回収できないことによる損失を特定口座内で譲渡損失とみなすことも当然である。改正を望む。金融番号制度については以下の通りである。

**IV 消費税**

**1. 短期的課題**

**① 税率引き上げ**

消費税の引き上げは消費者の購買意欲を損なう。経済が活性化するまで消費税税率引き上げの議論は凍結すべきである。けれども、少子高齢化がすすめば財政赤字は深刻になる。移民の受け入れは重要である。地方消費税を国民年金の原資としポイント制で年金の受給額を決めるのであれば移民を受け入れた地方は地方消費税を下げ、移民を拒否した地方の消費税を上げることができる。移民と国民年金により地方消費税税率を決定したい。

**② 目的税**

目的税は税の用途を限定する。財政の柔軟性を損なう。消費税を目的税とすることはできる限り避けるべきである。しかし、前述のように地方消費税率を移民と国民年金により地方消費税税率を決定するというように納税者の努力を喚起するような場合には目的税とすることも認められるのではないかと考える。

**③ 複数税率**

税制は簡素が良い。複数税率は税務を煩雑にするだけでなく脱税・節税を増加させる。高度な脱税・節税技術を持つ租税専門集団の利益を増やす。前述のような事情がない限り複数税率は好ましくない。

#### ④ 逆進性対立

消費税の逆進性対立について、低所得者へ配慮する必要がある。複数税率、食料品など生活必需品への軽減税率の適用は業者への事務負担が多い。消費者も混乱する。現在、提案されている諸案の中では給付付き税額控除制度が望ましい。なを、食料品など生活必需品の生産業者へ助成金を支給することで価格を下げることで軽減税率の代わりとすることを考えてもよいのではないかと考える。

#### ⑤ インボイス（中小企業のため消費税の改正）

インボイスは中小企業の事務負担が大きい。このため、インボイスを採用するのであれば引き換えに下請け企業にもメリットを与えて欲しい。消費税には大企業優遇税制ではないかという批判がある。それは輸出が免税だからである。消費地課税主義と輸出を増やす国益を理由に輸出は消費税が免税である。けれども、大企業は中小企業が下請けとして作った部品等を輸出し、還付金を受け取る。しかし、中小企業には消費税が還付されることはない。大企業が自社で部品を製造する場合は免税なのに下請けが製造する場合には課税される。輸出を増やすことが国策であるのであれば部品を製造する下請け企業も免税にすれば、もっと輸出が増える。インボイス等の裏づけ資料により下請け企業が製造した製品、部品の流れを明らかにすることで下請けの中小企業にも消費税の輸出免税で還付出来るようにしていただきたい。

## 2. 中・長期的課題

### ① 国際戦略特区の一つとして輸出特区を作り、特区内を中小企業優遇税制とすること

大企業は消費税が上がっても、下請けに転嫁する。また、輸出は消費税が免税である。しかし、製品を輸出する中小企業は極めて少ない。このため、輸出特区を外国とみなし特区内への売上を消費税免税とすることを提案したい。輸出特区では人も物も金も自由に移動できるようになる。このため、移民問題がおきる。移民が融和できるように法人会・町内会等により地域社会に貢献する商店街については、消費税を免税にすることを提案したい。消費税の税率が上昇するほど商店街は活性化し大店舗に対抗できる。

### ② 消費税を市町村税とすること

米国では消費税はない。しかし、州ごとに消費税と似た売上税がある。売上税は州だけでなく、市町村でも課税できる。売上税の無い州や市町村もある。我が国でも、自治体ごとに消費税率が異なるのであれば、住民は税制を比較できる。現在の消費税の増税問題は少子高齢化が根底にある。大規模な移民が求められる。しかし、移民に反対する人も多く、日本では移民が進展しない。日本を二つにわけたい。移民を受け入れる地域と受け入れない地域にである。移民を受け入れない地域では、少子高齢化を防げない。移民を受け入れないのだから、増税を負担するのは当然である。移民を受け入れ、移民を地域に融和させた地域が減税の恩恵を受けるべきである。移民を受け入れた自治体では消費税増税分を年金の積立金にすることを考えても良い。移民には長所と短所がある。よく考えた上で住民が選択するのが望ましい。市町村単位の選択であれば転居により税制の選択も可能になる。そのため税制にも市場原理が働くようになる。高度な住民自治を実現するためには、住民が他と比較・選択できる税制が強く望まれる。

## V、地方税

### 1. 短期的課題 適正な課税自主権の発揮

#### ① 再建築価格の見直し

日本の固定資産税制制定にあたり、ヨーロッパ型の賃貸価値を課税標準とする案もあったが、シャープ勧告により、アメリカ型の資産価値を課税標準になった。しかし、アメリカは土地建物を一体とした流通価値を課税標準としているのに対して、日本は土地と建物を分け、土地を流通価値、建物を再建築価格として別々の課税基準を設けた。日本の建物固定資産税は収益力が下がって、流通価格が下がっても、『再建築価格』は下がらない。収益力と流通価格が弱った資産でも高い固定資産税がかかり続ける。『再建築価格』には問題がある。土地建物を適正な流通価格による時価により公正に査定することを望む。

### ③ 償却資産税

償却資産とは事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等の有形固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となる。償却資産に対しても固定資産税が課されることが企業の設備投資意欲を低下させるなどの問題を指摘する意見もある。

また、固定資産税は市町村税であるため国際的に使用される船舶や航空機への課税に無理がある。国税ではないため、マルサの調査もない。市町村の税務課に国際調査する能力はない。タックス・ヘイブンにかかわる便宜船置籍やリース航空機に関する調査を見直すべきである。具体的には独立した専門的な国際税務調査機関を設置し、タックス・ヘイブン、移転価格、便宜船置籍の問題を国税・地方税等を一任するというのである。航空会社はタックスヘイブンに設置した匿名組合に航空機等を購入させ、固定資産税を逃れている可能性がある。パリと東京（成田）を往復する飛行機の場合、どちらを登録地にしてもかまわない。けれども、航空会社が直接、パリで航空機を登録したのでは固定資産税脱税が露骨だと思う。リースの場合、匿名組合が支払った固定資産税がリース料に含まれることになるので脱税を隠蔽することが容易になる。便宜置籍船も問題である。便宜置籍船とは、その船の事実上の船主の所在国とは異なる国に籍を置く船をいう。外国船籍を誘致したい国は政策によって船舶の所有や置籍で生ずる税金を低くする。そのため税金逃れと乗員の国籍要件等に関する規制を緩やかにするために便宜置籍船が発生する。しかし、近年、海賊の被害が深刻である。このため、日本企業が外国に所有する船舶（便宜置籍船）のうち、タンカーなどエネルギー輸送船に限り一定の条件を満たせば「日の丸」の掲揚を認め、政府の保護対象とする処置がとられるようになった。しかし、日本国内に船籍が無いにもかかわらず「日の丸」の掲揚を認め自衛隊が保護するのも奇妙である。

## 2. 中・長期的課題 固定資産税の課税適正化

### ① 固定資産評価審査委員会

固定資産税は路線価と異なり3年に一度の固定資産の評価替えで決定します。このため土地の暴落時には時価よりも高い評価固定資産課税台帳価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申出ることができる。しかし固定資産評価審査委員会は委員の選任が不透明で形骸化している。固定資産評価審査委員会を独立した公選制にすることで公平な審査を実現したい。

### ④ 学校税（教育委員会）

1948年に教育委員会が設置された当時、教育委員会は地方自治体の長から独立した公選制・合議制の行政委員会で、予算・条例の原案送付権、小中学校の教職員の人事権を持っていた。しかし1956年に公選制の廃止と任命制の導入が行われ教育委員会による予算案・条例案の送付権が廃止された。教育委員会が公選制でないために文部行政の末端となっている。文部科学省や都道府県教育委員会から独立した公選制教育委員会を設置すべきである。地域内の学校が安全で教育レベルが高い場合、土地の地価が高くなり、地域の固定資産税の税収を増やす。不良の多い学校の周辺は土地の時価も低くスラム化する傾向がある。自治体ごとに固定資産税から学校税をわける税制改革が望まれる。不良が少なくなることから環境はよくなり土地の時価が高くなることによる固定資産税の増加については納税者の不満は少ないと思う。

## VI 環境税

### 1. 短期的課題 石炭石油税上乗せの見直し

現在は円高である。今であれば石炭石油税上乗せも企業は許容できる。しかし、為替が円安になれば企業は石炭石油税上乗せを許容できない。為替の動向に連動する柔軟な税制が望まれる。

### 2. 中・長期的課題 エネルギー税制全般の見直し

環境税は東アジア全体で考えるべきである。環境税は日本だけではなく、中国と韓国と同条件で同時期に実施すべきである。日本だけで環境税を施行するのであれば製造業において製造原価が増加する。

## Ⅶ、その他

### 1. 短期的課題

#### (1) 租税教育

租税教育で最も重要なのは租税の歴史である。しかし、租税教育では租税史が軽視されている。今日の税制改正は中央集権から地方分権に変わる変革期に対応するものである。大化の改新で確立された律令制は平安時代に崩壊し鎌倉幕府が成立した。今後の道州制等の改革は鎌倉幕府の成立に匹敵する地方分権への変化である。租税は財源と事業が国から地方へ移るため劇的に変わる。租税教育は過去の荘園公領制、江戸時代の村受け、町受けといった租税請負いの仕組みを子供たちに教えることは重要である。

#### (2) 寄付金文化の育成

認定 NPO 法人等とは、特定非営利活動法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定(若しくは仮認定)を受けた認定 NPO 法人（若しくは仮認定 NPO 法人）又は国税庁長官の認定を受けた旧認定 NPO 法人をいうが、認定 NPO 法人等に対する寄附金の損金算入の税制改正は 2011 年度に盛り込まれた「市民公益税制」による。寄付白書によると、日本では、個人からの年間寄付総額が約五千四百五十五億円と推計される。うち、個人からの寄付は 52・5%、90%以上が個人分という米国や英国とは大きな開きがある。個人からの年間寄付を拡大する必要がある。このため指定団体に寄付により税負担が軽減される「寄付金控除」制度が改正された。欧米に比べ個人の寄付が少ない日本において個人の寄付金を増やすのは当然である。しかし、個人からの寄付金を増やす認定 NPO 法人の拡大は米国税法からとり入れたものである。けれども、日本と米国では歴史と文化に違いがある。この違いにより、認定 NPO 法人の拡大が問題の解決にならず、将来に禍根を残す危惧がある。

戦後の日本の税制に大きな影響を与えたシャープ勧告は、あまりに寄付に依存する日本の寄付文化から日本は脱却すべきだと勧告している。シャープ勧告では都道府県の多くが宝くじから歳入を得ようとする事、住民の自発的な勤労奉仕によって仕事をしてもらうことが報告されている。つまり都道府県の公共事業はボランティアに依存していると指摘している。その上でシャープ勧告は、一般に名目だけの自発的寄付金や会費が地方団体の費用を支弁するために求められてり全体では全地方歳入のおそらく 5%ないし 10%に達するであろう。日本の地方財政が寄付金に依存していることを明らかにしている。さらにシャープ勧告は、「寄付金は徹底的に非難してはならない。適度に、また真に自発的に集められるならば寄付金は、公共歳入-特に教育、保健行政、厚生活動のための-に対する正当な補充財源である。しかし、今の日本では寄付金これらの目的以上に用いられており、募集の方法はことごとく自発的なものとは限らず、地方の官民ともに「これを能う限り速やかに取り除くべき悪であると思っている」と述べている。つまり、シャープ勧告は寄付金が本来、「真に自発的に」集められなければならないのに、同調を強調する日本社会では、その域を脱してしまっている、こうした寄付文化を脱却するよう勧告しているのである。

日本は米国と異なり個人の力は弱い。国家や地域社会から寄付を望まれた場合に村八分を恐れ避けられない。集団との調和を第一とする文化がある。日本においては寄付金が事実上の税金になる可能性があることには留意すべきである。欧米では子供の頃から社会に奉仕することが当然とする教育が行われている。このため、低所得者でも自発的に寄付する。税制改革が必ずしも寄付金を増やすことにならない。認定 NPO は日本では実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が五分の一以上とされる。また、アメリカでは、認定要件として、活動の対象に関する具体的な欠陥事由は揚げられていない。一方、日本では事業活動の 50%以上が NPO 法人の会員にのみサービスが行われるような共益的な活動でないことが要件となっており、介護等、福祉関連の会員サービスを主体としているような NPO は、たとえ誰でも会員になれる団体であっても認定されない。アメリカの制度は寄付控除適格を有する非営利公益団体の中で、特に寄付者・創設者による濫用可能性の高い類型として加重的監視・規制下におかれる私的財団類型をしぼりだすことを目的としているのに対して、わが国では寄附金控除適格付与の前提と

なる公益性の判断基準に用いられているからである。公益事業50%以上というのは認定NPOだけではなく公益法人にも求められる基準である。この基準は法人会が公益法人の認定を受け、その地位を維持する基準でもある。この基準が日本においてNPOが米国のように増えない理由ではないかと考える。

また、自発的な寄附金文化が存在しない日本において、認定NPOや公益法人の認定基準を厳しくした場合、民間からの自発的なNPOは育たない。行政主体のNPO・公益法人が多ければ天下りの受け皿が増える事態になりかねない。免税団体の資格承認及び承認後の定期的調査等の見直しは当然である。しかし、日本において、最も重要なのは社会に強制されることのない自発的な寄附文化を形成することである。そうでなければ、法人会のような地域社会の団体に寄付金集めが強制される可能性がある。その場合、寄付金が事実上の税金になる。地域社会を維持する公益法人、NPOは透明性が求められる。透明性が高く、地域社会の要望にそった公益法人、NPOが理想である。行政の押しつけではなく、地域住民の自発的な取り組みが可能となる寄付金税制を要望したい。

## 2. 中・長期的課題

### ① 格差是正

現代は生まれながらの家柄よりも学歴・資格を人の評価の基準とする。しかし、学歴・資格を取得するのにも学業に専念できる環境が必要である。高額な教育費を負担できる富裕な家庭の子が貧しい家庭の子よりも有利になる。格差は学歴・資格から生じることも多い。家庭の経済的な格差が学力の格差につながる。金持ちの子供が貧乏人の子供より優れた教育を受けられるのが現実である。受験偏重主義による弊害も大きい。格差社会の是正、活力のある社会の再構築には学歴・資格を根本から見直す必要がある。

### ② キャリア制度の見直し

高学歴・高資格の頂点にあるのは高級官僚とその候補生の登用、昇進のシステム・キャリア制度（国家公務員上級試験制度）である。採用時の試験区分によって選抜された幹部候補グループ（キャリア）は、その他の職員（ノンキャリア）より早いスピードで昇進する。出世競争から脱落した者も省庁の地方支分部局、地方公共団体、外郭団体などの幹部職員として出向、民間企業に再就職、政治家に転身する。天下りの弊害もキャリア制度から派生している。出身大学では東京大学卒が多く、これも問題である。根本的な解決には、キャリアの登用にもインターネット大学・大学院を活用することにある。しかし、インターネット大学院には未だに法科大学院、会計大学院は創設されておらず、働きながら司法試験、会計士試験に受かることが、できない。最も難関とされる財務省キャリアの場合、国家公務員採用試験の上級甲またはⅠ種に合格して中央省庁に採用された人達である。国税庁の職員は財務省採用キャリアと国税庁採用キャリアがある。これに対し、ノンキャリアには国税庁、国税局の基幹職員として採用された上級乙またはⅡ種国家公務員試験採用者、大学卒業の職員を対象とした国税専門官試験採用者（専科）、高校卒業の職員を対象とした初級試験採用者（普通科）がある。財務省キャリアの採用試験は日本で最も難関と言われる試験であるが、国税専門官試験や初級試験もかなり難度は高く、その能力は一般的な水準でいけばかなり高い。また、財務省の官僚は現場の経験は足りない。そのため、現場での視点で税制を構築することに疑問がある。現場経験の豊富な人達を官僚にするバイパスの構築が望まれる。

また、近年、司法試験改革や会計士試験改革が行われ、司法試験・会計士試験は以前ほどの難関ではなくなった。法科大学院、会計大学院が創設されたことによる改革だった。今後、キャリアの多くが法科大学院、会計大学院出身で司法試験、会計士試験合格者から選ばれることが予想される。しかし、インターネット大学院には未だに法科大学院、会計大学院は創設されておらず、働きながら司法試験、会計士試験に受かることは出来ない。また、近年、パソコン等の普及により記帳は手作業でなくなったため、記帳能力よりも法的判断がより重視されるようになった。このため、インターネット大学院に法科大学院、会計大学院を創設し、働きながら司法試験、会計士試験に合格し易くする制度は税務署職員と納税者の双方に有益と考える。そして、このように働きながら司法試験、会計士試験に合格した者を評価する制度を考えたい。このような試験合格者の中から現場経験豊かなで、人格の優れた人間をキャリアとすることを提案したい。このようにキ

キャリアの選抜を改革すれば、現場において必要な人間形成をした人間を財務省のリーダーとすることが出来る。受験勉強で優秀だからといって、人格が優れているということではない。逆に受験勉強に時間を取られることから、世事に疎いということもある。また、下積みの経験が少ないため、思いやりや配慮に欠けることも起きる。それに比べ、現場経験豊かな税務署職員は法人会や民間と接点が多く、中小企業の実情にも明るい。このような人達を官僚とすることが出来るのであれば、法人会会員の中小企業にも大きな支援になる。また、近年、パソコン等の進化により従来の官僚に要求されていた優れた記憶力による事務能力も必ずしも要求されなくなっている。官僚に要求される能力も時代とともに変わる。

## ② 税理士、会計士試験の改正

近年、会計士試験が改正し、以前のような難関ではなくなったが、税理士試験は従来の通りである。このため、税理士試験を受ける人間が減っている。また、税理士試験には問題が多い。出題者が大学の教授であるため実務的ではないという批判がある。落とすための試験である。業界の過当競争を防ぐために新規参入者を減らすための試験である。消費者のための試験であるという基本が忘れ去られている。これでは本末転倒である。また、税理士の資格は試験合格者のみならず、試験免除者、公認会計士、弁護士に与えられている。税法を知らない弁護士が無試験で税理士になることができる。簡単に入学できる大学院に行って他人の論文を写して修士になることで税理士試験を科目免除にできる。以前は、裏口入学で大学院に入学し、試験を受けることなく、税理士になる2代目・税理士が、いたほどである。金で税理士になることができたのである。さすがに、この問題だけは、会計と租税法を修めダブルマスターとして大学院を卒業しても全科目を免除できなくなったため改善された。しかし、裏口入学大学院による科目免除の問題は残る。

会計士試験は税理士試験よりも改正された。しかし、不完全な改正である。一層の改正が望まれる。20世紀の日本の会計士試験は評判が悪かった。新規会計士の参入を防ぎ既存会計士の利益を守るための落とすための試験という批判があった。20世紀の日本の会計基準には年金会計もリース会計も税効果会計もなかった。連結会計も軽視されていた。日本の会計は50年遅れているといわれていた。21世紀になって、日本の会計も順次、国際会計基準を導入し新会計基準になった。ところが20世紀末の日本の会計士試験は今よりも難しかった。難問、奇問の多い落とすための試験だったからである。日本の会計士試験の出題者は税理士試験と同じく大学の教授だった。アカデミックではあったが実務的ではなかった。このため試験勉強が実務では無駄になることが多かった。21世紀の日本の会計士試験も改革はされたが合格の定員を定めた落とすための試験であることに変わりはない。昔に比べて少なくなったが難問、奇問はある。新規会計士の参入を抑え既存会計士の利益を守るギルド的な考え方が今でも残る。司法試験は米国をモデルにして導入された法科大学院により変わった。しかし、会計大学院は、法科大学院のようなメリットはなく改革は不十分である。

税理士試験・会計士試験の問題点は明らかである。新規会計士の参入を抑え既存会計士の利益を守る落とすための試験であることにある。本来の会計サービス・税務サービスの消費者が必要とする会計知識、税務知識、技術を問うべきなのである。そのためには大学教授ではなく、会計士会・税理士会が選抜した、実務家グループに試験を実施させるべきである。また、積極的にインターネット大学院を活用すべきである。現在の税務・会計はパソコンとネットに熟練する必要がある。この点について税理士試験・会計士試験は十分に対応しているとはいえない。また、この問題について会計・税務サービスの消費者団体である法人会から今まで何も要望が出されていない。この問題について法人会はあまりにも無関心すぎたように思う。